資料４

ガス導管事業者の２０２３年度託送収支の事後評価について

令和６年１０月１日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課

（趣旨）
2024 年９月４日及び９月 27 日付けにて経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に意見聴取があったところ、本年度における一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）の事後評価の進め方について、料金制度専門会合において確認することについて御審議いただきたい。

１．経緯・概要

９月までに託送収支計算書を公表したガス導管事業者について、９月４日付け及び９月 27 日付けにて、ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づき、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、委員会に対して、2023 年度における収支状況の確認に係る意見聴取があったところ。

これを踏まえて、料金制度専門会合において、事後評価（ストック管理・フロー管理）に関して事務局にて行った評価を確認いただくこととしたい。

２．本年度の進め方（案）

ガス導管事業者について、料金制度専門会合において法令に基づく確認を実施した上で、本委員会としての意見をまとめ、経済産業大臣等に回答することとする。

１）対象事業者

託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ているガス導管事業者（146 社）。

なお、9 月 4 日及び 27 日付けで委員会に対して聴取があったのは、9 月までに昨年度の託送収支計算書を公表した事業者（138 社）についてであり、10 月以降に託送収支が公表される事業者（8 社）については、別途意見聴取が行われる見込み。※

※　昨年度実施した2022年度におけるガス導管事業者の事後評価では、全ての事後評価の対象事業者について2023年11月1日付けで経済産業大臣等からの認可の意見聴取がなされたが、今年度においては、ガス導管事業者の託送収支公表のタイミングに応じて、複数回に分けて意見聴取を行うこととされたもの。

２）評価内容

主に以下の項目について、事務局にて対象事業者の収支状況の分析・評価を行い、料金制度専門会合にて確認を行う。

○法令に基づく事後評価

各事業者の公表された託送収支について、事務局にてストック管理及びフロー管理の評価を行い、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。また、フロー管理において、乖離率が一定の比率を超えた事業者から、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性について説明があった場合には、その理由が合理的かどうかを精査する。

※　なお、意見聴取の対象事項ではないが、上記の変更命令の対象となる事業者等から、実際に値下げ届出が行われた場合には、その届出内容の評価等を行う。

３．スケジュール

2024年10月下旬	託送収支計算書を 9 月までに公表した事業者について、料金制度専門会合での確認
2024年11月以降	託送収支計算書を 9 月までに公表した事業者について、法令に基づく事後評価の結果を、本委員会に報告の上、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答
2025年１月以降	託送収支計算書を10月以降に公表した事業者について、料金制度専門会合での確認
2025年２月以降	託送収支計算書を10月以降に公表した事業者について、法令に基づく事後評価の結果を、本委員会に報告の上、経済産業大臣及び各経済産業局長等へ回答
2025年５月目途	料金制度専門会合にて、2023 年度の託送収支事後評価について事務局で行った評価・分析のとりまとめ、この結果を本委員会へ報告

（参考）2022年度収支状況等の事後評価における開催時期

2023年11月　1日	経済産業大臣及び各経済産業局長等から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
11月10日	第474回電力・ガス取引監視等委員会
11月20日	第50回料金制度専門会合

12 月 8 日	第 479 回電力・ガス取引監視等委員会（経済産業大臣及び各経済産業局長等への意見回答の審議）
12 月 12 日	電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣及び各経済産業局長等へ意見回答
2024 年 2 月 19 日	第 54 回料金制度専門会合
2 月 26 日	第 494 回電力・ガス取引監視等委員会

経済産業省

２０２４０８２６資第１０号
令 和 ６ 年 ９ 月 ４ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

経済産業大臣

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・東部瓦斯株式会社	法人番号３０１０００１０５１７９８
・株式会社ＩＮＰＥＸ	法人番号７０１０４０１０７８５２０
・静浜パイプライン株式会社	法人番号８０８０００１０１１６１８

経済産業省

２０２４０９１８資第１１号
令和６年９月２７日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

経済産業大臣

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）①及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・東京ガスネットワーク株式会社	法人番号１０１０４０１１５９３３４
・大阪ガスネットワーク株式会社	法人番号１１２０００１２３６５３０
・東邦ガスネットワーク株式会社	法人番号９１８０００１１４５４８７
・西部瓦斯株式会社	法人番号６２９０００１０８８５７９
・石油資源開発株式会社	法人番号３０１０００１１０８２１９
・南遠州パイプライン株式会社	法人番号８０８０４０１０１８７０９
・株式会社ＪＥＲＡ	法人番号６０１０００１１６７６１７

経済産業省

２０２４０９１９北海道第２号
２０２４年９月２７日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

北海道経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・　北海道瓦斯株式会社	法人番号 5430001021815
・　旭川ガス株式会社	法人番号 1450001000317
・　釧路ガス株式会社	法人番号 1460001000398
・　室蘭ガス株式会社	法人番号 3430001057118
・　苫小牧ガス株式会社	法人番号 3430001053447
・　エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社	法人番号 7430001032521
・　釧路エルエヌジー株式会社	法人番号 2460001005223

経 済 産 業 省
東 北 経 済 産 業 局

２０２４０８２６東北第１０号
令 和 ６ 年 ９ 月 ４ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

東北経済産業局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・八戸ガス株式会社	法人番号６４２０００１００６３９４
・塩釜ガス株式会社	法人番号６３７０６０１０００３４８
・山形ガス株式会社	法人番号２３９０００１００１９５６
・酒田天然瓦斯株式会社	法人番号７３９０００１００６２４０
・福島ガス株式会社	法人番号６３８０００１００１４００

経 済 産 業 省
東 北 経 済 産 業 局

２０２４０９１９東北第７号
令 和 ６ 年 ９ 月 ２ ７ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

東北経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・仙南ガス株式会社	法人番号７３７０１０１０００１２９
・のしろエネルギーサービス株式会社	法人番号９４１０００１００７４９８
・庄内中部ガス株式会社	法人番号２３９０００１００８０９２
・由利本荘市	法人番号５０００００２００５２１０８
・男鹿市	法人番号２０００００２００５２０６０
・庄内町	法人番号９０００００２００６４２８９
・ＥＮＥＯＳエルエヌジーサービス株式会社	法人番号３４２０００１０１３４５１
・東北天然ガス株式会社	法人番号６３７０００１０１１４０９
・秋田県天然瓦斯輸送株式会社	法人番号５４１０００１０００２５９

経済産業省

官　　印　　省　　略
20240826関東第33号
令和６年９月４日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

関東経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）、（３９）⑤及び（４０）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・昭島ガス株式会社	法人番号 8012801001829
・青梅ガス株式会社	法人番号 2013101003471
・武陽ガス株式会社	法人番号 3013101000328
・佐野瓦斯株式会社	法人番号 2060001020353
・桐生瓦斯株式会社	法人番号 3070001015806
・館林瓦斯株式会社	法人番号 4070001021811
・伊勢崎ガス株式会社	法人番号 7070001013070
・太田都市ガス株式会社	法人番号 3070001018858
・埼玉ガス株式会社	法人番号 3030001086330

・本庄ガス株式会社	法人番号 2030001060385
・武蔵野瓦斯株式会社	法人番号 5030001026664
・角栄ガス株式会社	法人番号 9011001005458
・幸手都市ガス株式会社	法人番号 7030001031423
・入間ガス株式会社	法人番号 5030001026755
・京葉瓦斯株式会社	法人番号 8040001026108
・大多喜ガス株式会社	法人番号 3040001059104
・野田ガス株式会社	法人番号 6040001071428
・京和ガス株式会社	法人番号 9040001038011
・秦野瓦斯株式会社	法人番号 7021001022743
・厚木瓦斯株式会社	法人番号 3021001019215
・湯河原瓦斯株式会社	法人番号 1021001032054
・新発田ガス株式会社	法人番号 5110001012623
・越後天然ガス株式会社	法人番号 4110001008110
・吉田ガス株式会社	法人番号 4090001010259
・松本ガス株式会社	法人番号 8100001014056
・諏訪瓦斯株式会社	法人番号 1100001018402
・静岡ガス株式会社	法人番号 4080001002686
・熱海瓦斯株式会社	法人番号 5080101012519
・御殿場ガス株式会社	法人番号 8080101004050
・島田ガス株式会社	法人番号 8080001013060
・中遠ガス株式会社	法人番号 9080401014392
・袋井ガス株式会社	法人番号 5080401017309
・関東天然瓦斯開発株式会社	法人番号 7010001034774
・南富士パイプライン株式会社	法人番号 8080101010255

経済産業省

官　　印　　省　　略
20240925 関東第２号
令和６年９月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

関東経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）、（３９）⑤及び（４０）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

(対象事業者)

足利ガス株式会社	法人番号 4060001018230
栃木ガス株式会社	法人番号 1060001016501
株式会社エナジー宇宙（旧北日本ガス）	法人番号 8030001051263
武州瓦斯株式会社	法人番号 7030001055496
大東ガス株式会社	法人番号 3030001056382
西武ガス株式会社	法人番号 8030001089452
鷲宮ガス株式会社	法人番号 6030001031267
日高都市ガス株式会社	法人番号 7030001089817
坂戸ガス株式会社	法人番号 6030001068771

松栄ガス株式会社	法人番号 2030001071044
小田原瓦斯株式会社	法人番号 4021001032398
北陸瓦斯株式会社	法人番号 5110001004983
蒲原瓦斯株式会社	法人番号 5110001008233
栄ガス消費生活協同組合	法人番号 8110005005620
白根瓦斯株式会社	法人番号 3110001015660
白子町	法人番号 1000020124249
大網白里市	法人番号 8000020122394
九十九里町	法人番号 8000020124036
上越市	法人番号 9000020152226
妙高グリーンエナジー株式会社	法人番号 8110001035943
小千谷市	法人番号 4000020152081
魚沼市	法人番号 8000020152251
糸魚川市	法人番号 7000020152161
東京ガス山梨株式会社	法人番号 2090001001128
上田ガス株式会社	法人番号 9100001009559
長野都市ガス株式会社	法人番号 3100001004887
株式会社エナキス	法人番号 4100001010083
東海ガス株式会社（焼津・藤枝・島田・下仁田地区）	法人番号 6080001015050
フジオックス株式会社	法人番号 7011501008490
日本海洋石油資源開発株式会社	法人番号 4010001108597
川崎ガスパイプライン株式会社	法人番号 9010401054809
扇島都市ガス供給株式会社	法人番号 2020001123432

20240826 中部第 40 号
令 和 6 年 9 月 4 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

中部経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・犬山瓦斯株式会社　（法人番号：9180001080718）
・津島瓦斯株式会社　（法人番号：2180001096522）
・大垣ガス株式会社　（法人番号：1200001013368）

20240826 中部第 40 号
令和６年９月２７日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

中部経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）
・サーラエナジー株式会社　（法人番号：7180301006250）
・中部電力ミライズ株式会社　（法人番号：2180001135973）

経 済 産 業 省

20240827 北陸第 1 号
令 和 6 年 9 月 4 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

中部経済産業局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・日本海ガス株式会社　　法人番号２２３０００１００２２８４
・高岡ガス株式会社　　法人番号２２３０００１０１０４１１

官　　印　　省　　略
２０２４０９０２近畿第３３号
令 和 ６ 年 ９ 月 ４ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

近畿経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・伊丹産業株式会社　　法人番号 5140001077993
・大和ガス株式会社　　法人番号 2150001013744
・桜井ガス株式会社　　法人番号 9150001009315

官　　印　　省　　略
２０２４０９１９近畿第２号
令 和 ６ 年 ９ 月 ２ ７ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

近畿経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・甲賀協同ガス株式会社	法人番号 6160001005068
・河内長野ガス株式会社	法人番号 2120101033546
・株式会社大武	法人番号 3150001012489
・関西電力株式会社	法人番号 3120001059632

官　　印　　省　　略
２０２４０８２６中国第３号
令 和 ６ 年 ９ 月 ４ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

中国経済産業局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・ 岡山ガス株式会社　　法人番号 5260001001009
・ 福山瓦斯株式会社　　法人番号 5240001032666
・ 山口合同ガス株式会社　　法人番号 6250001006503

（電力・ガス事業課主管）

官　　印　　省　　略
２０２４０９２０中国第８号
令 和 ６ 年 ９ 月 ２ ７ 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

中国経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・ 水島瓦斯株式会社　　法人番号 2260001014888
・ 広島ガス株式会社　　法人番号 2240001009205
・ 瀬戸内パイプライン株式会社　　法人番号 8240001015759
・ 水島エルエヌジー株式会社　　法人番号 9260001015302

（電力・ガス事業課主管）

官　　印　　省　　略
20240920 四国第８号
令和６年９月２７日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

四国経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・四国ガス株式会社　　法人番号 4500001011652
・四国電力株式会社　　法人番号 9470001001933

（資源エネルギー環境課主管）

経済産業省

２０２４０９２０九州第７号
令和６年９月２７日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

九州経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について（意見聴取）

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）及び（３９）⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）

・　大牟田瓦斯株式会社	法人番号７２９０００１０５３７３０
・　筑紫ガス株式会社	法人番号２２９０００１０４０９０７
・　高松ガス株式会社	法人番号５２９０８０１０１１２８６
・　久留米ガス株式会社	法人番号７２９０００１０５１５９３
・　鳥栖ガス株式会社	法人番号４３０００００１００６２５１
・　佐賀ガス株式会社	法人番号５３０００００１００３５１２
・　九州ガス株式会社	法人番号３３１０００１００７９１９
・　大分瓦斯株式会社	法人番号１３２０００１００６２２８

・	宮崎瓦斯株式会社	法人番号５３５０００１００１６９２
・	日本瓦斯株式会社	法人番号４３４０００１００３３８５
・	加治木瓦斯株式会社	法人番号７３４０００１００７８４６
・	国分隼人ガス株式会社	法人番号６３４０００１００７２４４
・	九州ガス圧送株式会社	法人番号２２９０００１０２５９０８
・	三愛オブリ株式会社	法人番号２０１０７０１００３６０４
・	筑後ガス圧送株式会社	法人番号８２９０００１０５９１５７

府経エ燃第３１５号
令和６年９月４日

電力・ガス取引監視等委員会委員長　殿

内閣府沖縄総合事務局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成１２・０９・２８資第８号）Ⅰ第２（２３）に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

（対象事業者）
沖縄ガス株式会社　　法人番号６３６０００１０００２８８

【参考】ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

資料４－２

<ストック管理方式>

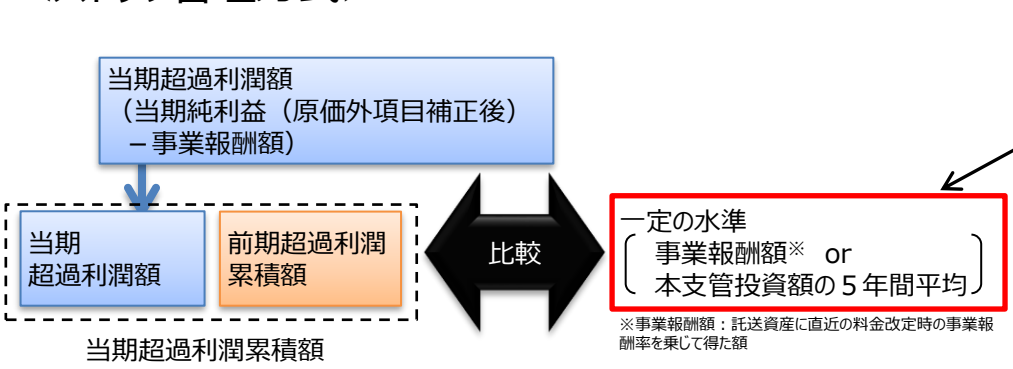

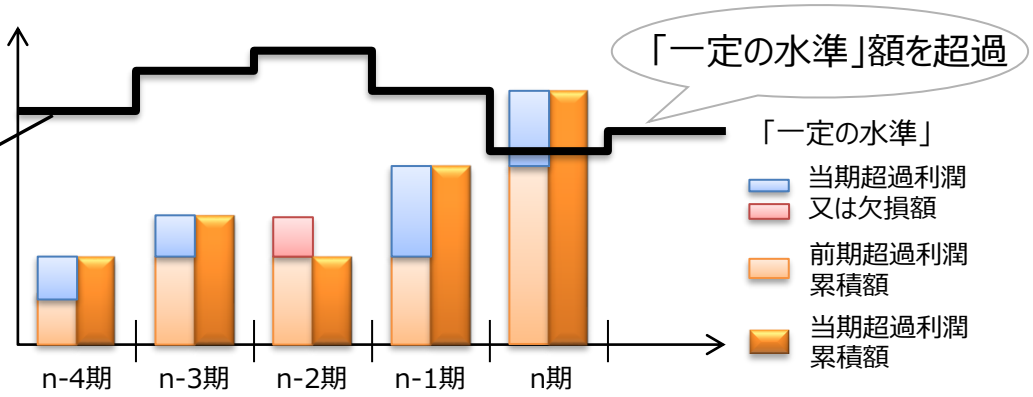

当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動（※1）

↓

託送供給料金の改定

ｎ年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、ｎ＋２年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から３年を経過していない場合は、当該３年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動（ｎ＋１年度にも一定水準を超過した場合を除く）。

<フロー管理方式>

【ＳＴＥＰ１】
乖離率の確認
想定単価と実績単価を比較した乖離率を確認し、これが一定の比率を超えている場合にはＳＴＥＰ２へ

→

【ＳＴＥＰ２】
事業者による説明
現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に対して説明を求め、合理性が認められないと国が判断した場合にはＳＴＥＰ３へ

→

【ＳＴＥＰ３】
託送料金の値下げ要請
一定の乖離率（マイナス５％）を超えた事業年度の翌々事業年度の開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令を発動（※2）

→

変更命令の発動

（※2）原価算定期間等（原則３年）が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

（関係条文）ガス事業法（一般ガス導管事業者関連）

（託送供給約款）

第四十八条　一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

２～１３　（略）

（託送供給約款に関する命令及び処分）

第五十条　経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

２　経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

（関係条文）ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等
（一般ガス導管事業者関連）

第二　処分の基準

（２３） 法第５０条第１項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第５０条第１項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。

イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第４８条第２項において準用する同条第１項又は同条第６項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（２３）において「料金改定」という。）の認可申請又は届出がなされている場合。

ロ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下このロにおいて「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から３年を経過していない場合には、当該３年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第１に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス５パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

（関係条文）ガス事業法（特定ガス導管事業者関連）

（託送供給約款）

第七十六条　特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

２　前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

３　特定ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。

４　経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

５　特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

（関係条文）ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（特定ガス導管事業者関連）

第二　処分の基準

（３９）　法第７６条第４項の託送供給約款の変更命令

法第７６条第４項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④　（略）

⑤　同項第５号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。

イ　ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

（ⅰ）　当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第７６条第２項において準用する同条第１項の規定に基づき託送供給約款料金の改定（以下この（３９）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

（ⅱ）　当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この（ⅱ）において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から３年を経過していない場合には、当該３年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たってはガス事業託送供給収支計算規則様式第１に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。

ロ　ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率（マイナス５パーセント）を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と特定ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

（関係条文）ガス事業法（承認特定ガス導管事業者関連）

（承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件）

第七十七条　前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　承認特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一　第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　承認特定ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4　経済産業大臣は、託送供給に関して、承認特定ガス導管事業者と当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

5　前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認特定ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

（関係条文）ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（承認特定ガス導管事業者関連）

第二　処分の基準

（４０）　法第７７条第３項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令

法第７７条第３項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①～④　（略）

⑤　同項第５号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

イ　当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第７７条第１項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金の改定（以下この（４０）において「料金改定」という。）の届出がなされている場合。

ロ　当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度（以下この口において「基準年度」という。）の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から３年を経過していない場合には、当該３年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合（ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。）。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と承認特定ガス導管事業者との間に同条第１項の規定による届出に係る料金その他の供給条件の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。